

## 審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	排出汚水量の追加認定使用者又は減量認定使用者の指定		
根拠法令及び条項	那覇市下水道使用料の算定に係る排出汚水量の認定に関する事務取扱要綱第3条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
審査基準	【内容】 那覇市下水道使用料の算定に係る排出汚水量の認定に関する事務取扱要綱第3条、第4条 (別紙のとおり)		
審査基準 設定年月日	平成22年4月1日	審査基準 最終変更年月日	令和2年4月1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があった日の翌日から起算して30日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年2月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 料金サービス課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 那覇市下水道使用料の算定に係る排出汚水量の認定に関する事務取扱要綱

(認定使用者の申請手続等)

第3条 追加水量又は減量水量の認定を受けようとする者は、追加水量又は減量水量を計測するための量水器（以下「量水器」という。）を設置し、追加・減量認定使用者申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。申請内容を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 給排水の系統を明らかにした給排水管系統図
- (2) 量水器の仕様書
- (3) その他管理者が必要と認める書類

2 量水器は、計量法(平成4年法律第51号)に適合するものとし、安全に計測できる位置に設置しなければならない。

(認定使用者の指定)

第4条 管理者は、前条第1項の申請があったときは、次に掲げる事項を調査し、その指定の可否を追加・減量認定使用者指定・不指定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- (1) 給排水管の配管状況
- (2) 量水器の指数、仕様及び設置箇所
- (3) その他管理者が定める事項